

総合事業

のご案内

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）は、
高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業です。

総合事業のポイント

介護予防・日常生活支援 サービス事業

40歳以上の要支援1・2の方、または
65歳以上の事業対象者（基本チェック
リストにより、生活機能の低下が確認さ
れた方）がご利用いただけます。

一般介護予防事業

要介護（支援）者や事業対象者を含む、
65歳以上のすべての方がご利用いただけ
ます。

総合事業 利用の手順

担当地区の **地域包括支援センター** へ相談

明らかに介護認定が必要な方

総合事業のサービス利用を希望する方

要介護認定申請

基本チェックリストを実施

基本チェックリストとは？

65歳以上の方を対象とした質問表です。
この質問票への回答によって、皆さまの心身の健康状態を確認し、
「介護予防・日常生活支援サービス事業」利用の必要性を判断します。

要介護
1～5

要支援
1・2

非該当

該当

非該当

ケアプラン作成

（地域包括支援センターまたはケアプラン作成委託先事業所）

介護
サービス

介護予防
サービス

**介護予防・日常生活支援
サービス事業**

一般介護予防事業※

総合事業

※一般介護予防事業は、要介護（支援）認定者や事業対象者であっても利用できますが、送迎や介助サービスはありません。

羽村市地域包括支援センターの所在地及び担当地区は、裏表紙をご確認ください。